

平成 20 年 4 月 14 日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 16 年 7 月 12 日付け高農第 5336 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「弦打漁協に支払った 5 億 5 千万円の漁業補償金の受領組合員の氏名、住所、金額を記載した一切の文書」（以下「対象行政文書」という。）について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成 16 年 6 月 7 日付けで高松市情報公開条例（平成 12 年高松市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき、対象行政文書の公開請求があり、同日付けでこれを受理した。実施機関は、同月 17 日付けで一部公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、同月 18 日付けで「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて異議申立書を提出し、実施機関は同月 23 日付けでこれを受理した。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例 8 条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

本件請求文書は、高松市郷東町への高松市食肉センターの移転・建設にあたり、弦打漁業協同組合と種々協議を重ねた結果、漁業権の消滅を前提として建設同意が得られ、それに対して支払われた漁業補償 5 億 5 千万円の受領に関するものである。

- (2) 弦打漁協組合に対して支払った 5 億 5 千万円の漁業補償金の受領に係る文書について

本件文書は、高松市食肉センターを郷東町へ移転・建設するにあたり、弦打漁協協同組合に支払った 5 億 5 千万円の漁業補償金の受領書である。

このうち、非公開とした情報は、個人の住所、氏名、印影、受領金額である。

- (3) 非公開とした理由について

個人の住所、氏名、印影、受領金額については、通常他人に知られにくい個人に関する情報であり、これらを公開することは当該個人の正当な利益を害し、その結果、不利益を与えることは明らかである。

よって、条例 7 条 1 号に該当し、非公開とした。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

実施機関の説明によると、本件対象行政文書は漁業協同組合に支払った漁業補償金5億5千万円の個々の組合員への配分明細書であり、当該文書のうち、組合員の住所、氏名、印影、受領金額（個人補償額）について個人に関する情報として、非公開としたとのことであった。

本件対象行政文書は、迷惑施設である高松市食肉センター建設に伴う特定の漁業協同組合との漁業補償金の受領に係る文書である。

個人補償額は、本件漁業協同組合およびその組合員に対する漁業損失補償の対象、方法、最終的に支出された補償金額など漁業損失補償の中核となる情報である。

一般に、公共工事に伴う漁業損失補償は、公的資金を支出するものである以上、補償の要否および補償の額についても適正であることが予定されているが、漁業への影響など様々な要因によって決定されることから、非常に個別性が高く、他の補償事例と比較するのは容易ではない。したがって、当該情報が公開されれば、将来、市が損失補償の交渉を行うにあたり、前例との補償内容の差異から補償の交渉相手の理解をいたずらに混乱させ、あるいは、市が交渉相手から前例と同様であるとして高額の補償額を要求されるなどして、将来の補償交渉が難航し、ひいては漁業損失補償の最終的な合意の成立が遅延するなど同種事業の執行が困難になるおそれがある。

また、組合員の住所、氏名、印影については、直接または他の関連情報と照合することにより本件漁業協同組合の組合員が識別されうる情報であるから、当該組合員が漁業損失補償の対象者であることが明らかになるが、本件の交渉が第三者に明らかにしないことを前提としてなされた経緯に照らすと、これらの情報が公開されれば、当該組合員らが不快不信の感情を抱き、将来同種の事務事業や当該事業の周辺事業の適正な執行が困難になるおそれがあり、条例7条5号に該当するものと考えられる。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年7月12日	諮問書受理
平成20年1月11日	実施機関からの非公開理由書受理
平成20年2月26日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年3月28日	答申案審査
平成20年4月14日	答申